

# 監査役等による相当性判断が 会計監査人とのコミュニケーションに与える影響

## The Effect of Audit Committee's Appropriateness Judgment on Communication with CPA.

坂根 純輝

Yoshiteru Sakane

### 要 約

我が国会社計算規則には、監査役等による会計監査人の計算関係書類の監査方法・監査結果の相当性を判断する（以下、相当性判断という。）規定がある。そもそも、相当性判断は監査役監査を商法特例法の監査職能の中心とし、会計監査人監査を監査役監査の補助的役割として位置づけるために新設された規定である。

しかし、コーポレート・ガバナンスの強化が重視されている現代社会の状況を考慮すると、相当性判断の規定の新設時に重視されていた役割とは異なる役割が今日における相当性判断の規定の存在意義となっているのではないだろうかと考察される。

本稿の目的は、相当性判断の規定の新設時に重視されていなかった相当性判断の役割を明らかにすることである。検討の結果、会社計算規則に基づく相当性判断は、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能していることが解明できた。

**キーワード：** 会社計算規則第127条第2号、監査役等と会計監査人のコミュニケーション、コーポレート・ガバナンス、商法特例法第14条第3項第1号、相当性判断

### 1. 問題の所在と研究の枠組み

我が国会社法では、監査役等（本稿において、監査役等とは、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会のことを指す。）に会計監査人の計算関係書類に対する監査の方法・監査の結果が相当か否かを判断することを求めている（以下、この相当か否かの判断を相当性判断という。根拠条文は、会社計算規則第127条第2号、第128条第2項第2号、第128条の2第1項第2号、第129条第1項第2号である。以下、会社計算規則第127条2号等と省略する）。この相当性判断の規定は、1974年に制定された商法特例法<sup>1)</sup>において新設さ

れた。相当性判断の規定が新設された理由は大きく次の2つに分類できる。

第1に、相当性判断が導入された積極的理由は、商法特例法（現行の会社法）上の監査職能の中核を監査役とし、会計監査人監査を監査役監査の補助的役割にとどめ、会計監査を実施するためである。

第2に、相当性判断が導入された消極的理由は、会計監査人が計算書類を違法と判断し、監査役が計算書類を適法と判断した場合、監査役に会計監査人の監査方法・監査結果を否定する権限を与えるためである。

つまり、これら2つの理由が相当性判断を実施するに至った原初的な意義なのである。

しかしながら、積極的理由及び消極的理由は今日においてその意義が希薄化してきていると考えられる。なぜならば、会計監査人監査を監査役監査の補助的役割にとどめる合理的な理由がないとともに、現行の会社法監査において会計監査人は計算関係書類の適法性を監査していないからである。また、鳥羽[2009]は、会計プロフェッションである公認会計士の監査を確立させるために、相当性判断の規定の削除を提案している（鳥羽[2009]196頁）。さらに、脇田[1994]では、会計の専門家である会計監査人の監査結果の相当性判断を会計の素人である監査役が実施することを否定的に捉えている（脇田[1994]18頁）。

このような事実認識を前提とするならば、なぜ、会社計算規則上の相当性判断の規定が見直されないのかという検討課題が抽出される。

上述した検討課題があるものの、本稿は、相当性判断の規定が不必要なものではなく、相当性判断の規定には新設当時に重視されていなかった役割が存在しており、その役割が未だ学術的に整理されていないのではないだろうかと推測した。

なぜならば、監査役等が会計監査人の監査方法・監査結果の相当性を判断する際に、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションが発生していると推定できるが、この点に触れている先行研究を寡聞にして知らないからである。

商法特例法監査が会社法監査に移行した後における相当性判断に関する先行研究は鳥羽[2009]や弥永[2015]等があげられる。鳥羽[2009]及び弥永[2015]では、会計監査人の監査の方法が素人目にもずさんな場合に監査役等が監査の方法を相当ではないと意見表明するために相当性判断の規定が存在するという点を論じているものの、相当性判断が監査役等と会計監査人との間のコミュニケーションに与える影響についてまで言及されていない。

監査役等が会計監査人とコミュニケーションをとることは、コーポレート・ガバナンスの強化に繋がる。このため、相当性判断が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一

要因となっているのならば、相当性判断はコーポレート・ガバナンスの強化を促進させるという我が国で今日重視されている役割を担っていることが判明する。

そこで、本稿は相当性判断の規定が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させているのかを明らかにすることを目的とした。

本稿では、まず相当性判断の規定の新設時における原初的な意義を説明する。次いで、相当性判断の規定の新設時の原初的な意義が既に我が国において希薄化していることを論じていく。そして、相当性判断の規定に関する先行研究及び裁判所の決定において明らかとなっている相当性判断の役割について論述する。その後、相当性判断が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因を担っているという仮説を設定していく。そして、当該仮説を検証するため、商法特例法の相当性判断の規定が我が国において監査役等と会計監査人との間のコミュニケーションを最初に生じさせた規定であることを参議院法務委員会の議事録から解明する。最終的に、今日においても会社計算規則上の相当性判断の規定が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能しているのかを検証していく。

## 2. 商法特例法における相当性判断の規定の制定趣旨

我が国会社法監査では、会計監査人の計算関係書類に対する監査の方法・監査の結果が相当か否かを判断することを監査役等に求めている。会社計算規則第127条第2号等における相当性判断に従い、監査役等は会計監査人の計算書類の監査方法・監査結果に対して問題点が検出された場合に監査役監査報告書にその問題点及び検出事項を列挙することとなっている（鳥羽[2009]182頁）。一方、会計監査人の計算書類の監査方法・監査結果に対して問題点が検出されなかった場合には、「実施した手続きの範囲では、問題点と考える事項は検出されなかった」旨を監査役監査報告書に記載する（鳥羽[2009]182頁）。ただし、相当性判断の基準の内実は十分に明らかにされていない

（鳥羽[2009]183頁）。

上述してきた相当性判断の規定は1974年に制定された商法特例法の中で新設された。商法特例法において相当性判断の規定が新設された理由は大きく2つに分類できる。本稿では、第1の理由を相当性判断の規定を新設するに至った積極的理由とし、第2の理由は副次的な理由なので消極的理由とする。以下では、積極的理由と消極的理由を説明していく。

### （1）積極的理由

商法特例法は議員立法ではなく、政府立法であり、商法特例法の調査審議を付託された法制審議会商法部会が立法過程の中心を担っていたため、その立法過程をみていけば、相当性判断が導入された積極的理由が明らかになる。

商法特例法の検討段階において、証券取引法を所轄していた大蔵省と商法を所轄していた法務省はどちらの法律が監査制度を中心に牽引していくかという点において対立関係にあった。

例えば、大蔵省側の人物は、証券取引法監査が実施される会社は監査役を廃止したらどうかということを経済省側である法制審議会商法部会の田中委員に提案していた（法務大臣官房司法法制調査部[1967] 67頁）。

一方、法務省側の法制審議会商法部会の矢沢委員は、証券取引法監査の監査職能の中心であった「公認会計士というもの〔名称〕を裸で出すということは商法の立場からおもしろくない（〔〕内筆者）」ため、商法特例法ではあえて公認会計士という名称を使用せずに、公認会計士を会計監査人という名称で定義したと推測できる発言をしている（法務大臣官房司法法制調査部[1968]35頁）。

さらに、法制審議会商法部会の部会長を務めていた鈴木竹雄部会長は監査役を特別な利害関係があると解釈するか否かという点において、商法と証券取引法において異なる見解が示されていることに対して、「どっち〔商法若しくは証券取引法〕が間違っていたというよりも、商法はいままで間違っていたことはやっていないのですから、向こう〔証券取引法〕が間違っていたということになるかもしれませんね。（〔〕内筆者）」と発

言していた（法制審議会商法部会第四十四回会議議事速記録[1968]45頁）。

また、商法部会の鈴木竹雄部会長が商法を一般法とし、商法で補えない部分を特別法の証券取引法で補うという考え方をしており（鈴木[1981] 74頁）、商法部会の矢沢委員も証券取引法を商法の一部だと考えていた（矢沢[1970]88頁）。そして、商法特例法の立法プロセスの中心を担っていたのは、証券取引法を管轄する大蔵省ではなく、法務省側の法制審議会商法部会であった。これらのことから、法制審議会商法部会の鈴木部会長及び矢沢委員の証券取引法は商法の補助的役割を担う法律であるという思想が商法特例法に強く反映されたと考えるのが妥当であろう。

このような立法過程の背景を考えると、証券取引法は商法の補助的役割を担う法律であるという思想が監査制度に適用され、商法特有の監査役監査を商法特例法の監査職能の中心とし、証券取引法の監査職能を担っていた公認会計士監査を監査役監査の補助的役割に位置づけるために、監査役による相当性判断が新設されたと捉えられるだろう。

### （2）消極的理由

ここまで商法特例法において相当性判断が導入された積極的理由について見解を示してきたが、ここからは相当性判断が導入された消極的理由についての見解を述べていく。

計算書類の適法性を監査する商法特例法監査では、計算書類が違法となる可能性があったため、計算書類の適法性を慎重に判断しなければならなかった。そこで、第71回国会参議院法務委員会では、会計監査人が計算書類に対して違法であると結論づけし、監査役が違法ではないと結論づけた場合に、監査役に会計監査人の意見を否定する権限を与える必要があったため相当性判断を導入したと法務大臣官房審議官田邊明氏は説明している（参議院[1973]21頁）。この参議院法務委員会でも説明された相当性判断の規定の制定理由は、あくまで相当性判断が新設された副次的理由と考えられることから消極的理由と位置付ける。

### (3) 積極的理由及び消極的理由の希薄化

ここまで相当性判断の規定の制定趣旨をみてきたが、次に相当性判断の規定の制定趣旨の重要性が低くなってきているのではないかという点を見ていく。

商法と証券取引法との関係性は、今日において法務省が所管する会社法と金融庁が所管する金融商品取引法に引き継がれていると考える立場をとると、政治的な意味において積極的理由に今日的な意義が存在するといえる。

しかしながら、監査役監査の枠組みの中で会計監査人監査を実践すること自体、商法を所管する法務省と証券取引法を所管する大蔵省との間の政治的な関係から生じたものであるから、相当性判断の規定を新設した理由（積極的理由）には、そもそも合理性が無かったといえるのではなかろうか。

また、計算書類の適法性を監査する商法特例法監査が計算関係書類の適正性を監査する会社法監査に移行したことにより、計算関係書類は違法になる可能性が無くなったため、消極的理由の重要性は低下したと解せられる。

## 3. 先行研究と仮説設定

### (1) 先行研究等により明らかとなっている相当性判断の役割

ここまで相当性判断の規定が新設されるに至った経緯をみてきたが、以下では先行研究等から明らかにされている相当性判断の役割をみていく。

先行研究と裁判所の決定において明らかとなっている相当性判断の役割には次の2つがあげられる。

第1に、独立性、専門性及び職業倫理が欠如していると素人目からみても判断できる会計監査人の監査方法・監査結果に対して、監査役等に否定する権限を与えるという相当性判断の役割がある<sup>2)</sup>。

ただし、2014年に成立した改正会社法によって、相当性判断を実施せずとも独立性、専門性及び職業倫理が欠如している会計監査人を取締役に代わって監査役等が解任（若しくは不再任）できることとなったため（会社法第344条、会社法第344

条の2、会社法第404条第2項第2号）、当該役割の重要性は低くなったと考えられる。

第2に、大和銀行ニューヨーク支店損失事件の大阪高等裁判所の決定から、監査役が会計監査人の監査方法・監査結果を分析検討し、業務監査の視点から再吟味することを監査役に促す（大阪高決平成9・12・8〈大阪高裁平成9年（ラ）第326号〉）という役割が相当性判断に存在していることが明らかとなっている。

### (2) 相当性判断の規定に関する仮説設定

ここまで先行研究等で明らかとなっている相当性判断の役割を説明してきたが、ここからはまだ先行研究で解明されていない相当性判断の役割に関する仮説を設定していく。

本稿が設定する仮説とは、会社計算規則第127条第2号等に基づいた相当性判断（説明変数）が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能している（被説明変数）というものである。なお、当該仮説の議論領域は我が国会社法監査に限定する。

なぜ当該仮説を設定するに至ったかという点、我が国で最初に監査役等と会計監査人との間にコミュニケーションを生じさせた規定は、商法特例法第14条第3項第1号に規定されていた相当性判断の規定だからである。

ただ、この点を明らかにしている先行研究を寡聞にして知らないため、以下において相当性判断が我が国で最初に監査役等と会計監査人との間にコミュニケーションを発生させた規定であることを論述していく。

商法特例法における相当性判断が議論された第71回国会参議院法務委員会（この時点で法案は内閣に提出されていた。）において、法務大臣官房審議官田邊明氏は、「監査役と会計監査人の両者は、規定にもございますように、監査の過程において常に連絡をとっていく、そういうたてまえで、決算期を迎えて取締役から出された計算書類を双方が監査している……。」（参議院[1973]21頁）と相当性判断を実施するにあたり監査役と会計監査人が常に連絡をとっていかなければならない旨を述べている。建前上連絡をとっていくと述べて

いるものの、監査役と会計監査人がコミュニケーションをとらなければ、監査役は会計監査人の監査方法に関して相当性判断を実施することは不可能である。第71回国会参議院法務委員会会議録から、相当性判断の規定は監査役から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる規定であることが明らかとなった。

また、商法特例法制定以前においては、監査役が商法の会計監査を実施し、公認会計士が証券取引法の財務諸表監査を実施することとなっていたため、法制度上両者はコミュニケーションをとる必要がなかったものの、商法特例法において相当性判断の規定が新設されたことによって監査役は会計監査人とコミュニケーションをとらなければならなくなったのである。

よって、我が国で最初に監査役等と会計監査人との間にコミュニケーションを生じさせた規定は商法特例法上の相当性判断の規定であることが明らかとなった。なお、商法特例法第14条第3項第1号の相当性判断の規定は会社計算規則第127条2号等に引き継がれている。

以下では、本稿が設定した仮説で使用するコミュニケーションという用語の定義及び監査役等と会計監査人との間でコミュニケーションをとることが今日においてどのような意義があるのかを述べていく。

#### (a) コミュニケーションの定義

本稿では監査役等と会計監査人とのコミュニケーションについて考察していくものの、そもそも監査役等と会計監査人とのコミュニケーションという用語は、「監査基準委員会報告書260」

（以下、監基報260）及び会計監査人との連携に関する実務指針においても定義されていない。

コミュニケーションという用語の定義がなされていない現在の基準では、監査役等と会計監査人が形式的にコミュニケーションをとった場合と監査役等と会計監査人が形式より実質を優先する形でコミュニケーションをとった場合のどちらも基準を遵守したことになると考えられる。また、有効なコミュニケーションが明確でない場合、監査役等に至っては任務懈怠があったと判断されるこ

とを避けるためだけに、会計監査人に至っては監基報260を遵守したという証拠を監査調書に残すためだけに、形式的なコミュニケーションをとる可能性がある。

したがって、有効なコミュニケーションと無効なコミュニケーションの線引きを明らかにする判断の拠り所となる基準を設ける必要があるのではないだろうか。この点は本稿の考察対象ではないので、これ以上触れていかない。

上述してきたように、監査論上においてコミュニケーションという用語は定義されていないため、本稿では、菅野[2010]の定義を参考にして、コミュニケーションという用語を「記号の制作、伝達、受容及び解釈からなる表現の働き」という意義で使用する（菅野[2010]543頁）。

また、本稿で使用するコミュニケーションという用語は言語による形態のものだけに限定していく。言語（正確には言語表現）とは、いわゆる舌や声帯を使用して音声をつくる行為及び手やペンなどを用いて紙にある種のデザインを記す行為を指す記号体系である（菅野[2010]544頁）。表情はコミュニケーション表現であっても言語ではないため（菅野[2010]544頁）、本稿におけるコミュニケーションの定義に含めない。

なお、監査役等と会計監査人のコミュニケーションの方法として、監基報260：17項では、口頭によるコミュニケーション及び書面によりコミュニケーションがあげられている。

#### (b) 監査役等と会計監査人のコミュニケーションとコーポレート・ガバナンス

以下において、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションには、今日の我が国社会から期待されている役割が存在しているという点を説明していく。なぜならば、相当性判断が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させていたとしても、コミュニケーションの発生自体に意味が無ければ、研究対象の適切性に問題があると考えられるからである。

監査役等と会計監査人のコミュニケーションは、コーポレート・ガバナンスの強化に資するため、今日の我が国社会にとって重要な役割を担ってい

ると考えられる。そもそも、会計監査人と監査役等のコミュニケーションが重視されるようになったのは、会計監査人と監査役等が単独で業務に取り組んでも、必ずしも有効なガバナンスへの貢献が果たせなかったからである(町田[2015]79頁)。

監査役等と会計監査人のコミュニケーションはコーポレート・ガバナンスの強化に繋がるのだが、コーポレート・ガバナンスの強化が今日の我が国においてなぜ重視されているのかを説明する必要がある。以下では、坂根[2017]を引用し、我が国においてコーポレート・ガバナンスの強化が重視されている根拠を説明していく。

2007年5月、ソース会社であるブルドックソース(ブルドックソース株式会社のことである。以下省略。)の経営が順調ではないことを理由に、株主である米国の投資ファンド・スティール・パートナーズの関連会社(以下、スティールという。)が証券取引法に基づきブルドックソースの全株式の公開買付けを公告した<sup>3)</sup>。当該公開買付けが順調にすすめば、ブルドックソースの経営権がスティールに移行する可能性があった。

しかしながら、ブルドックソースは株式買収による経営陣の退陣を拒み、スティール以外の株主には新株予約権を発行し、スティールには新株予約権の代わりに新株予約権に相当する金銭を支払うことにより、スティールの持ち株比率を4分の1に引き下げようとした。その後、スティールが新株予約権の行使の差止め等を求めたが、我が国最高裁(最高裁小法廷決定 平成19年8月7日)においてブルドックソースの買収防衛策は適法と認められた。我が国においてポイズン・ピル<sup>4)</sup>が適法と認められたこの事例は「ブルドックソース事件」とよばれている。

当該ブルドックソース事件によって、我が国株式市場には株主平等の原理が機能していないという批判が出現した<sup>5)</sup>。そして、ブルドックソース事件及びリーマンショックを原因として、外国人投資家は我が国株式市場に投資することを懸念するようになったと考えられている。

そこで、第2次安倍晋三内閣は、我が国株式市場への外国人投資家の投資が促進されるように、さらに、失われた20年の原因と考えられている

我が国企業のコーポレート・ガバナンスの欠陥を是正するために、成長戦略の最重要項目としてコーポレート・ガバナンスの強化を掲げた<sup>6)</sup>。

コーポレート・ガバナンスの強化が図られたこともあり、2014年1月に東京証券取引所は、ROEなどの資本効率性だけでなく、独立社外取締役といったガバナンス体制を考慮に入れ、東証上場企業3400社から投資家にとって魅力の高い400社を選び公表した。当該400社は「JPX日経インデックス400」とよばれている。JPX日経インデックス400の影響としては、400社に選ばれなかった上場企業にコーポレート・ガバナンスの強化を促すことが考えられる。

また、金融庁は2014年2月に最終的な資金提供者である個人の財産を預かっている機関投資家に対して、投資先企業のガバナンスに責任を負うことを求める日本版スチュワードシップ・コード(責任ある機関投資家の諸原則のことである。)の運用を開始した。

そして、2014年6月に法務省はコーポレート・ガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等を目的とする改正会社法を成立させた。2014年の会社法改正では、コーポレート・ガバナンスを強化するために、取締役会の業務執行者に対する監督機能の強化を目的とした監査等委員会設置会社制度を新設し、社外取締役の要件を厳格化し、会計監査人の選解任権の議案の決定権を取締役会から監査役に移すことにより会計監査人の独立性を強化した。

一方、経済産業省は2014年8月に企業と投資家の間で企業の持続的成長を促すことを目的とした対話のエンゲージメントを提唱した「伊藤レポート」(持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～)の運用を開始した。

さらに、金融庁及び東京証券取引所は2015年6月にコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業にコーポレート・ガバナンスの強化を促した。

他方、厚生労働省は2014年10月に130兆円の公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の基本ポートフォリオを変更する

方針を示したGPIF改革を実施した。GPIF改革により、年金が国債だけでなく、株式市場でも運用されることになり、GPIFが今後我が国株式市場の株主として責任を果たすこととなった。ただし、GPIF改革はコーポレート・ガバナンスの強化を直接の目的としていないことに留意されたい。

上述してきたことから、コーポレート・ガバナンスの強化が我が国経済社会の重要課題であることが説明できたのではないだろうか。

つまり、監査役等と会計監査人とのコミュニケーションは我が国社会から期待されているコーポレート・ガバナンスの強化に貢献するという今日的な役割を有するのである。

#### 4. 仮説検証

上述してきた前提をもとに、今日においても会社計算規則における相当性判断の規定は、会計監査人とコミュニケーションをとる必要性を監査役等に生じさせているのかを検討していく。

本稿が設定した仮説の説明項（会社計算規則に基づいた相当性判断）と被説明項（監査役等から会計監査人へのコミュニケーションの発生の一要因として機能している。）の間に因果関係があるならば、もし相当性判断の規定が無いと仮定すると、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションは現状ほど積極的に図られなかったであろうという反事実的依存関係が成り立つと考えられる。

そこで、相当性判断がなければ、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションは現状ほど積極的に図られなかったかについて論証していく。

会社計算規則第127条第2号等による相当性判断が無くても、会計監査人との連携に関する実務指針、監査役監査基準第30条における相当性判断の規定及び監査役等と会計監査人が連帯責任を負うことになると解しうる会社法第430条等があるため、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションは生じる。

しかしながら、相当性判断の規定は、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能していると捉えられるだろう。

なぜならば、会社計算規則上の相当性判断の規定には法的拘束力があり、監査役等と会計監査人との間に連帯責任を生じさせる機能があるため、監査役等に会計監査人とコミュニケーションをとる義務を生じさせていると考えられるからである。

まず、会社計算規則上の相当性判断の規定に法的拘束力があるという点をみていく。

監査役等に法的拘束力をもって会計監査人とのコミュニケーションの発生を促す規定として、会社計算規則第127条第2号等による相当性判断及び会社法第430条等があげられる<sup>7)</sup>。

会社法第430条に違反した場合に損害賠償請求事件に発展することは従来もあったが<sup>8)</sup>、会社法第430条のみならず、会社計算規則第127条第2号等の違反に対しても罰則規定が適用される可能性がある<sup>9)</sup>。相当性判断の規定に法的拘束力があるため、監査役等は相当性判断の実施に欠かせない会計監査人とのコミュニケーションをとらざるを得ないと考えられる<sup>10)</sup>。

次に、相当性判断の規定が監査役等と会計監査人の連帯責任を生じさせる機能があるという点をみていく。

会社法第430条は役員等の連帯責任について規定している<sup>11)</sup>。脚注上の文章ではあるが、会社法第430条について、町田[2015]は、監査役等と会計監査人は、同じ計算関係書類についての会計監査の責任を有しているだけではなく、監査役等に会計監査人の監査方法・監査結果の相当性判断を求めているということもあって両者の間に会計監査の連帯責任が生じていると解している（町田[2015]83頁）。

つまり、相当性判断の規定があることによって、監査役等と会計監査人との間に連帯責任が発生すると解されるのである。相当性判断の規定があることにより、監査役等と会計監査人との間に連帯責任が生じるため、監査役等は相当性判断の実施に欠かせない会計監査人とのコミュニケーションをとらざるを得ないと考えられる

これまでの検討から、会社計算規則による監査役等の相当性判断は、コーポレート・ガバナンスの強化に資する監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能

しているという仮説を論理的に検証できたと捉えられるのではないだろうか。

## 5. 考察

ここまで本稿が設定してきた仮説を検証してきたが、ここでは当該仮説と相当性判断の規定を考察していく。

相当性判断の規定は、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させているが、相当性判断の規定がなくとも監査役等から会計監査人へのコミュニケーションが発生することから、あくまで相当性判断の規定が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能しているとしかたない。

また、本稿は相当性判断の規定とコミュニケーションの関係について論じてきたが、実務上、両者のコミュニケーションは相当性判断の規定を意識せずに、それぞれの監査の効率化のみならず、実効性を上げるために実施している場合が多いと考えられる。

さらに、たとえ相当性判断の規定によって、監査役等から会計監査人へのコミュニケーションがより積極的に発生したとしても、監査役等に財務の専門家がいないければ、監査役等はそもそも計算関係書類を十分に理解することができないため、当該コミュニケーションは有効なものとならず、適切な相当性判断が実施されないことになる。つまり、監査役等に会計の知識が備わっていないければ、相当性判断の実効性は高まらないのではないだろうか。

なお、監査役等による会計監査人のリスク・アプローチに基づく監査方法の相当性判断の意義が監査実務上重視されているが、本稿ではこの点の検討ができなかったため、今後の課題としたい。

## 6. おわりに

本稿では相当性判断が監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能しているという仮説を設定し、説明項(会社計算規則に基づいた相当性判断)と被説明項(監査役等から会計監査人へのコミュニケーションの発生の一要因として機能している。)の反事

実的依存関係を検証してきた。その結果、会社計算規則による監査役等の相当性判断は、コーポレート・ガバナンスの強化に資する監査役等から会計監査人へのコミュニケーションを発生させる一要因として機能しているという仮説の正確性が高まった。

本稿の研究結果は、今後監査役等と会計監査人との間のコミュニケーションの発生に関する因果関係を研究する際に活用することができるのではないだろうか。

本研究では、理論的側面から相当性判断の規定及び監査役等と会計監査人との間のコミュニケーションを検討してきた。しかしながら、監査実務上重要視されていると考えられる監査役等による会計監査人のリスク・アプローチに基づく監査方法の相当性判断を検討することはできなかった。この点は今後の課題としたい。

## 注

- 1) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律のことである。
- 2) この点は、鳥羽[2009]182-183頁及び弥永[2015]167頁を参考にしている。鳥羽[2009]では、「法が求めているのは、会計監査人の採用した監査の方法や監査の結果を検討した結果、『会計監査人が誠実に監査をし、また注意深く監査判断したとは思われない』・『杜撰な監査が罷り通っている』・『経営者との癒着が顕著で、すでに独立監査の体をなしていない』といった危機的状況の場合の『会社法監査の最後の救済者』としての監査役役割であろう。監査役に求められている判断とは、そのような危機的な会計監査人監査の状況が認められる場合における企業人(社会人)としての常識で判断した相当性判断であろう。」と述べられている(鳥羽[2009]182-183頁)。また、脚注上の文脈ではあるものの、会社計算規則上の相当性判断について弥永[2015]では、「会計監査人の監査の方法が素人目にもずさんな場合に監査の方法が相当ではないという意見を、監査役は表明することが想定されているのではないかと推測される。」と述べられている(弥永[2015]167頁)。
- 3) 米国系投資ファンドのスティール・パートナーズ・ジャパンは、その関連法人であるリバ

ティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・ビー（LSAM）とあわせて2007年5月18日にはブルドックソースの発行済株式の10.25%を保有していた（鳥山 [2010]855-856頁）。また、スティール・パートナーズ・ジャパンは2005年10月19日にブルドックソースの経営陣と一度接触をもった以外、ブルドックソースの経営陣に対して経営方針・取締役の選任等について具体的な提案をしたことはなかった（鳥山[2010]855-856頁）。経営に参画する言動をみせなかったものの、2007年5月16日にスティール・パートナーズ・ジャパンはブルドックソースに対して、ブルドックソースの発行済の全株式の取得を目的とした公開買付けを実施する意図があると通知した（鳥山 [2010]855-856頁）。そして、2007年5月18日に スティール・パートナーズ・ジャパンの完全子会社である スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー（SPVⅡ）が公開買付けを公告し、公開買付け開始届出書を関東財務局に提出した（鳥山[2010]855-856頁）。

4) ポイズン・ピルとは、買取者のみが行使できないオプションを既存株主に付与しておき、買取者以外の株主がオプションを行使することにより買取者の持株比率を低下させることを目的とする敵対的買取の防衛方法を指す。

5) ブルドックソース事件に対する批判意見について触れている先行研究は鳥山[2010]を参照されたい。なお、ブルドックソース事件とは関連のない文脈で出現した文章だが、吉本[2005]では「株主割当て新株予約権を発行するに際して、特定の株主が権利を行使できないとする条件を付すことは、特定の属性を基準として、株主の間で差別的取り扱いをすることになるのではないだろうか。」と述べている（吉本[2005]80頁）。

6) 2013年に第2次安倍晋三内閣のもと安倍晋三首相を本部長とする日本経済再生本部が設立された。設立から間もない2013年に日本経済再生本部は、成長戦略として「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」を公表した。公表された「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、コーポレート・ガバナンスの強化は中心的な政策ではなかった。ただし、2014年に公表された「日本再興戦略改訂2014—未来への挑戦—」では、コーポレート・ガバナンスの強化は最重要項目の一つとなった。

7) 監査役等と会計監査人との間のコミュニケーションに関連する会社計算規則第130条（会計監

査報告の内容の通知を受ける権限）、会社計算規則第131条（会計監査人の職務遂行に関する事項の通知を受ける権限）及び会社法第397条第2項（必要がある場合、会計監査人の監査の報告を求める権限）は監査役等に会計監査人とのコミュニケーションをとる権限を生じさせているだけであって、コミュニケーションをとる義務を生じさせているとはいえないと考えられる。会社計算規則第130条は、特定監査役に会計監査人の会計監査報告の内容の通知を受ける権限を与えているといえるだろう。また、会社計算規則第131条は、特定監査役に会計監査人の職務遂行に関する事項の通知を受ける権限を与えているといえるだろう。さらに、会社法第397条第2項は、職務を行うために必要がある場合、会計監査人に監査の報告を求める権限を監査役に与えている。また、監査役監査基準第30条においても相当性判断の規定があるものの、監査役監査基準は監査役のモデル的な手続が規定されているにすぎず、監査役監査基準に違反したことにより直ちに監査役の法的責任が問われることはない（日本監査役協会[2015]「Ⅲ 本基準の位置付けと対象会社について」）。

8) 詳細は濱田[2006]を参照されたい。濱田[2006]では、取締役の任務懈怠に対して、会社法第429条1項及び第430条（商法266条ノ3第1項）に基づき損害賠償を請求する事件を取り扱っている。

9) 会社計算規則に定められている相当性判断の規定に違反した場合、監査報告において虚偽の記載をしたとみなされ、会社法第976条第1項第7号が適用され100万円以下の過料に処されることになると考えられる。会社法第976条第1項第7号では、監査報告に記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたときには百万円以下の過料に処すると規定されている。監査役等が相当性判断を実施しなかった場合、監査役等の監査報告に虚偽の記載があったと考えるのが妥当であろう。ただし、相当性判断の実施が不適切だったことを理由に過料が課された事例を寡聞にして知らない。

10) 100万円以下の過料は会社法上の大会社からすれば微々たるものである。さらに、会社法第976条第7号に違反したという事例は寡聞にして知らない。ただし、コーポレート・ガバナンスの重要性が必ずしも認識されていなかった従来の我が国の大会社と違い、コーポレート・ガバナンスの重要性が問われている今日の大会社は、会社法に

違反した際のメインバンクや株主へのレピュテーションの問題を認識せざるをえなくなっているのではないだろうか。

11) 会社法第430条では、「役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。」と規定されている。

## 参考文献

- [1]大川博通[2004]「監査役監査基準の改定について」『別冊商事法務』第277号、101-125頁。
- [2]江村義行[2009]「新株予約権の差別的行使条件と不公正発行に関する一考察—ブルドックソース対スティール・パートナーズ事件を題材に—」『情報と社会』19巻、139-152頁。
- [3]坂根純輝[2016]「会計監査人の監査方法・監査結果に対する監査役等による相当性判断の現代的意義の検討」『九州情報大学研究論集』第18巻、37-48頁。
- [4]坂根純輝[2017]「コーポレート・ガバナンス関連規範がコストの下方硬直性に与える影響」『九州情報大学研究論集』第19巻、25-36頁。
- [5]参議院[1973]「第71回国会参議院法務委員会会議録第19号」1973年8月30日。
- [6]菅野盾樹[2010]「コミュニケーション」『岩波哲学・思想辞典』岩波書店。
- [7]鈴木竹雄[1981]『商法研究Ⅱ会社法(1)』有斐閣。
- [8]鳥羽至英[2009]『財務諸表監査—理論と制度【発展編】』国元書房。
- [9]鳥山恭一[2010]「差別的条件付き新株予約権無償割当ての適法性—ブルドックソース事件決定とピコイ事件決定の検討—」『早稲田法学』85(3)、853-897頁。
- [10]日本監査役協会[2015]「監査役監査基準」。

- [11]日本経済再生本部[2013]「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」。
- [12]濱田盛一[2006]「取締役の第三者に対する責任・法の趣旨・法的性質」『立命館法学』2006年第4号、138-144頁。
- [13]法務大臣官房司法法制調査部[1967]「法制審議会商法部会第四十二回会議事速記録」。
- [14]法務大臣官房司法法制調査部[1968]「法制審議会商法部会第四十四回会議事速記録」。
- [15]町田祥弘[2015]「外部監査人と監査役等の連携の新たな可能性—外部監査人による監査報告書の動向を踏まえて—(前編)」『月刊監査役』No.635、73-83頁。
- [16]矢沢惇[1970]「商法の改正-監査制度の改正を中心として-」『私法』(32)、63-124頁。
- [17]弥永真生[2015]『会計監査人論』同文館。
- [18]吉本健一[2005]「ポイズン・ピルと株主平等原則」『阪大法学』55(3,4)、73-87頁。
- [19]脇田良一[1994]「会計監査人監査の制度的疑問」『企業会計』第46巻12号、17-23頁。

## 判例

- [1]大阪高決平成9年12月8日〈大阪高裁平成9年(ラ)第326号〉(LEX/DB文献番号28061664)。

(本稿は、日本監査研究学会第39回全国大会における自由論題での報告内容に加筆・修正を加えたものである。)